

# 重要事項説明書

## 特別養護老人ホーム美山やすらぎホーム

当施設は利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要やサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北桑会
- (2) 法人所在地 〒601-0532 京都市右京区京北上中町宮ノ下2番地
- (3) 電話番号 075-854-1002
- (4) 代表者氏名 理事長 溝口 武美
- (5) 設立年月 昭和56年 9月 14日

### 2. 事業所（施設）の概要

- (1) 種類 指定介護老人福祉施設  
京都府 第2671700017号 ・ 平成12年4月1日指定
- (2) 目的 指定介護老人福祉施設サービスの提供
- (3) 名称 特別養護老人ホーム 美山やすらぎホーム
- (4) 所在地 〒601-0751 京都府南丹市美山町島小栗栖山13番地の1
- (5) 電話番号 0771-75-0847
- (6) 管理者 施設長 小東 伸大
- (7) 開設年月日 平成6年4月1日
- (8) 利用定員 50名
- (9) 設備の概要

居室	4人部屋	9室	ユニットスペース（食堂）	4
	2人部屋	4室	機能訓練室	1
	個室	6室	医務室	1
浴室	一般浴室	1	静養室	1（2床）
	機械浴室	3	面会室	1

### 3. 職員の配置状況

R6.8現在

職 種	資格等	常 勤	非常勤	計
管 理 者	介護福祉士	1		1
医 師			2	2

介護支援専門員	介護支援専門員	1		1
生活相談員	介護福祉士	1		1
栄養士	管理栄養士	1		2
	栄養士	1		
介護職員	介護福祉士	10		17
	介護職員初任者又はヘルパー2級	1	1	
	その他	3	2	
看護職員	看護師	1		3
	看護職員		2	
機能訓練指導員	言語聴覚士	1		2
	作業療法士		1	
事務員		1		1
調理員等	業務委託（日清医療食品（株））			

#### 4. サービスの内容

##### (1) 食 事

- ・内容 栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・場所 利用者の自立支援のため離床してユニットホールにて食事をとっていただくことを原則としていますが、希望や体調等に応じて、好みの食事場所を選択していただくことが出来ます。
- ・時間 食事の準備は下記の時間に出来ます。食事時間の希望があれば都度申し出て下さい。  
朝食：7：30 昼食：12：00 夕食：18：00

##### (2) 入 浴

原則として、週に最低2回入浴していただけます。  
利用者の状況に応じ、一般浴又は特別浴（機械浴）を利用していただきます。

##### (3) 施設サービス計画の作成と実施

各利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で施設サービス計画を作成し、定期的、また必要に応じて計画の変更を行います。作成及び変更の際は、利用者にもその内容を説明します。

##### (4) 介 護 施設サービス計画に沿って、必要に応じて下記の介護を行います。

食事、排泄、衣服の着脱、洗面、口腔ケア、移動等の介助、入浴、居室の掃除、洗濯、シーツ交換等
---

(5) 機能訓練

施設サービス計画と個別機能訓練計画に沿って、リハビリ室で機能訓練を行います。また生活リハビリを重視し、日常生活の中に機能訓練やレクリエーション、行事等を取り入れて実施します。

(6) 生活相談

常勤の生活相談員が、日常生活についての種々の相談を承ります。

(7) 健康管理

当施設では、胸部レントゲン健診を年1回行います。また、週2～3回、嘱託医の回診があり、居室、又は医務室で診察を受ける事が出来ます。

(8) 特別食の提供

当施設では、通常メニューの他に、特別食の相談に応じます。詳しくは職員にお尋ねください。ご利用の際は、前月までにお申し出ください。料金は別途かかります。

(9) 理美容サービス

当施設では、約1ヶ月に1回の割合で、美山町内の理容業者、美容業者による理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

(10) レクリエーション

当施設では、レクリエーション、交流会、外出等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合もあります。詳しくは、毎月の月間予定表をご覧ください。

(11) 代行業務サービス

a. 行政手続き代行

行政手続きの代行（申請手続きの代行を含む）を、施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。但し、手続きに係る費用はその都度お支払いいただきます。

b. 預り金等管理

預り金等管理（通帳、印鑑の管理代行）を、施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。但し、預り金等管理には別途管理委任契約書の締結が必要となり、管理及び金銭出納にかかる費用をお支払いいただきます。

c. 年金証書等 貴重品の管理代行

年金証書等（各種年金証書、医療保険証、身体障害者手帳、療育手帳、介護保険証等）の管理代行業を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。

d. 日常費用支払い代行

介護以外の日常生活に係る費用に関する支払い代金を申し込むことができます。ご希望の際は職員にお申し出ください。

## 5. 利用料金について

### (1) 介護サービス費

①基本介護サービス費 単位/円

居室タイプ 要介護度	多床室	従来型個室
	要介護1	589
要介護2	659	659
要介護3	732	732
要介護4	802	802
要介護5	871	871

②基本介護サービス加算 (単位/日) R5.8.1~

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算
18	28	6	13	12

③その他サービス状況に合わせての加算 単位/日

初期加算	入院外泊時加算	療養食加算	看取り介護加算			
			31~45日前	4~30日前	前日・前々日	死亡日
30	246	18	72	144	680	1280

単位/日

在宅・入所相互利用加算	若年性認知症受け入れ加算
40	120

④介護職員等処遇改善加算Ⅰ

介護サービス費の合計単位に対して、14.0%の加算(単位)が賦きます。

- ☆ 南丹市の地域区分は「その他」地域で、10,000円/1単位となります。
- ☆ 介護サービス費の1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割又は3割)が利用者自己負担金となります。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額も変更になります。

(2) 食費

1日当たり	1,445 円
-------	---------

(3) 居住費

多床室	1日当たり	915 円
ユニット個室	1日当たり	1,231 円

- ☆ 食費と居住費については、世帯の所得段階によって下記の通り補足給付が受けられる場合があります。

利用者負担限度額／日

所得段階	対象者	食費	居住費	
			多床室	従来型個室
第1段階	生活保護受給者、 老齢福祉年金受給者	300円	0円	380円
第2段階	住民税非課税で収入が 80万円以下	390円	430円	480円
第3段階 ①	住民税非課税で収入が 80万円超、120万円以下	650円	430円	880円
第3段階 ②	住民税非課税で収入が 120万円超	1,360円	430円	880円
第4段階	その他（住民税課税世帯）	1,445円	915円	1,231円

- ☆ 生活保護を受給されている方は利用料減免の措置を受けることができます。
- ☆ 社会福祉法人等利用者負担軽減事業  
社会福祉法人と保険者の負担により、低所得の利用者について、介護サービス利用料、食費、居住費について25%軽減を実施しています。

(4) その他利用料 上記基本料金以外のサービスについては、下記料金がかかります。

項 目	料 金
行事食（交流会等）	770円
おやつ代	1日 50円
理容代	2,200円
美容代	2,000円
嗜好品（酒、煙草等）	実 費
医療費（ワクチン接種代含む）	実 費
レクリエーション材料費	実 費
外出費用（外食代・施設入館料等）	実 費
特別な電気機具の使用料（テレビ）	1日 70円

介護用品以外の日用品費	実 費
入院時のおむつ代	実 費
預り金管理委任料	1月 3, 0 0 0円
複写物	モノクロ15円、カラー50円/枚

## 6. 緊急時の対応

- (1) 施設は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な処置を行います。
- (2) 利用者に突発的な事故が発生した場合、応急処置等を行い医師への連絡や、救急車による搬送など必要な手段をとりながら速やかにご家族への連絡を行います。

## 7. 相談、苦情等の窓口

当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申出ください。

苦情は面接、電話、書面等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員や各種機関に直接苦情を申し出る事も出来ます。

<u>苦情申出窓口</u>		
苦情解決責任者	施設長	小 東 伸 大
苦情解決副責任者 兼 苦情受付責任者	施設福祉部長	谷 口 公 一
<u>第三者委員</u>		
竹中織恵		
市野浩子		
<u>その他</u>		
京都府（京都府南丹保健所）	TEL 0771-62-4751	平日 9:00～17:00
京都府国民健康保険団体連合会	TEL 075-354-9090	平日 9:00～17:00
南丹市（高齢福祉課）	TEL 0771-68-0006	平日 8:30～17:15

## 契約時の確認事項

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、サービス内容と利用料その他について主な事項を説明しました。

〈事業者〉

所在地 〒601-0532  
京都市右京区京北上中町宮ノ下22

事業者名 社会福祉法人 北桑会

代表者 理事長 溝口 武美 (印)

説明者 所 属 生活相談員

氏 名 山内 笑美 (印)

上記内容の説明を受け、了承しました。  
利用料の内容と支払方法等についても説明を受け、了承しました。

〈利用者〉 〒

住 所

氏 名 (印)

〈代理人〉 〒

住 所

氏 名 (印)

続柄 ( )

